

<嫡出否認調停を申し立てる方へ>

1 概要

婚姻中に生まれた子は、夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として元夫の子と推定されますが、例外的にその出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると再婚後の夫の子とする戸籍が作られます(※)。母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると元夫の子とする戸籍が作られます。この場合において、(元)夫と子との親子関係を否定するためには、原則として本手続によることになります。法律の改正により、申立権者の範囲が拡大しました。

※ 令和6年4月1日以降の出生に限られます。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚した場合であっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されません。

この調停においては、当事者双方の間で、子が(元)夫の子ではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上でその合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。

令和6年4月1日から1年間(令和7年3月31日まで)に限り、令和6年4月1日より前に出生した子についても、子又は母が申立てをすることができます。期間が限られますので、ご注意ください。

2 申立人及び相手方

申立人	相手方	原則的出訴期間
・父と推定される(元)夫	子又は親権を行う母	(元)夫が子の出生を知った時から3年以内
・子 ※1※2 (親権を行う母、親権を行う養親、未成年後見人は、子のために(子を代理して)申立て可)	(元)夫	子の出生の時から3年以内 ※3
・母 ※1※2 (ただし、母による否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきを除く。)	(元)夫	子の出生の時から3年以内
・(再婚後の夫の子と推定される子に関し)母の再婚前の夫 ※1 (ただし、再婚前の夫による否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきを除く。)	再婚後の夫及び子又は親権を行う母	母の再婚前の夫が子の出生を知った時から3年以内

- ※1 令和6年4月1日以降に出生した子について、この申立てができます。
- ※2 令和6年4月1日から1年間に限っては、令和6年4月1日より前に出生した子についても、※1にかかわらず、子及び母は、本手続を申し立てることができます。
- ※3 子は、(元)夫と継続して同居した期間が3年を下回る等の要件を満たす場合には、21歳に達するまで(出生の時から3年が経過した後も)、申立てができます。ただし、親権を行う母等が子のために(子を代理して)申立てをするときは、この限りではなく、上記の原則的出訴期間(子の出生の時から3年以内)に限って申立てをすることができます。

3 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円分
- 連絡用の郵便切手・・・500 円×4 枚、140 円×1 枚、100 円×2 枚、84 円×5 枚、50 円×6 枚、
10 円×5 枚 合計 3110 円分

4 申立てに必要な書類

- 申立書3通
→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。
- 送達場所等(□変更)届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)
- 子の戸籍謄本(全部事項証明書)
(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書))
- 前夫(再婚前の夫)の戸籍謄本その他前夫の住所を明らかにする書面(住民票等)(再婚後の夫の子と推定される子について嫡出否認の申立てをする場合)

※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

5 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※ マイナンバーが記載されていないことを必ず確認してください。マイナンバーが記載されている場合は記載のないものを改めて取り寄せて提出するか、数字部分を隠して写しを作成し、写しを提出してください。

- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人(あなた)用の控えを持参するようお願いします。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分(住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等)は、マスキング(黒塗り)をしてください。
(裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。)

- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

6 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、法律の定める閲覧・謄写の除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることになります。

7 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

8 調停の進め方

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、同時又は交互に調停室に入っていただきます。調停委員会が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。親子関係の存否を明らかにするために、鑑定を行う場合があります。その場合には、原則として申立人が鑑定に要する費用を負担することになります。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入ってください、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事実を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。

